

食品安全委員会第 341 回会合議事録

1 . 日時 平成 22 年 7 月 22 日 (木) 14:00 ~ 15:13

2 . 場所 赤坂パークビル 22 階 大会議室

3 . 議事

(1) 添加物専門調査会における審議結果について

- ・添加物「5 - エチル - 2 - メチルピリジン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(2) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・動物用医薬品「マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症・マイコプラズマ・シノビエ感染症混合生ワクチン(ノビリス MGMS)」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(3) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について

- ・農薬「アセフェート」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「エチプロール」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「フルベンジアミド」に係る食品健康影響評価について

(4) 食品安全モニターからの報告(平成 22 年 5 月分)について

(5) その他

4 . 出席者

(委員)

小泉委員長、見上委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、村田委員

(事務局)

栗本事務局長、大谷事務局次長、西村総務課長、北條評価課長、小野勧告広報課長、本郷情報・緊急時対応課長、新本リスクコミュニケーション官、前田評価調整官

5 . 配布資料

資料 1 添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について< 5 - エチ

ル - 2 - メチルピリジン >

資料 2 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について < マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症・マイコプラズマ・シノビエ感染症混合生ワクチン（ノビリスMGMS） >

資料 3 - 1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について < アセフェート >

資料 3 - 2 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について < エチプロール >

資料 3 - 3 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について < フルベンジアミド >

資料 4 食品安全モニターからの報告（平成22年5月分）について

6 . 議事内容

小泉委員長 ただ今から「食品安全委員会（第 341 回会合）」を開催いたします。

本日は、7 名の委員が出席です。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第 341 回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず資料の確認を事務局からお願いいたします。

西村総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。議事次第の紙の外に。

資料 1、添加物専門調査会における審議結果について。

資料 2、動物用医薬品専門調査会における審議結果について。

資料 3 - 1「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について アセフェート」。

資料 3 - 2「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について エチプロール」。

資料 3 - 3「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について フルベンジアミド」。

資料 4「食品安全モニターからの報告（平成 22 年 5 月分）について」。

以上でございます。不足はございませんでしょうか。

小泉委員長 よろしいですか。それでは、議事に移ります。

(1) 添加物専門調査会における審議結果について

小泉委員長 最初に「添加物専門調査会における審議結果について」です。本件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書(案)が提出されております。まず、担当委員の長尾さんから説明をお願いいたします。

長尾委員 それでは、概要について説明します。5 - エチル - 2 - メチルピリジンです。食品の香料に使用されます添加物 5 - エチル - 2 - メチルピリジンは、国際汎用香料ということで厚生労働省より評価要請があったものでございます。

本品の食品健康影響評価を実施した結果、5 - エチル - 2 - メチルピリジンは食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられるとされました。詳しくは事務局から説明してください。

北條評価課長 それでは、資料1に基づいて御説明いたします。

まず、2ページの「審議の経緯」に記載がございますように、本添加物につきましては、2010年6月に厚生労働大臣から評価の要請があったものでございます。

4ページ、評価対象品目の概要の「6. 評価要請の経緯」に記載がございますように、5-エチル-2-メチルピリジンは、ウイスキー、チーズなどの食品中に存在をする成分でございます。欧米におきましては、さまざまな加工食品において香りの再現、風味の向上等の目的で添加されているというものでございます。

長尾委員から御紹介がございましたように、国際汎用香料ということでございまして、今回の評価につきましても国際的に汎用されている香料の安全性評価の方法にに基づきまして資料の整理が行われております。

「. 安全性に係る知見の概要」でございますが、反復投与毒性試験につきましては、SDラットを用いた検討の成績が提出をされております。

5ページ、90日間強制経口投与の試験成績の結果、被験物質の投与に関連した変化はみられなかったということで、この試験におけますNOAELは本試験での最高用量でございます3 mg/kg体重/日と評価したとなっております。

一方でOECDの試験成績につきましても提出されております。この試験につきましては、28日間強制経口投与によって実施されております。投与量の設定方法もさきの試験とは違っておりまして、こちらの方のNOAELは30 mg/kg体重/日という結果となっております。

2つの試験がございまして、添加物専門調査会の判断といたしましては、試験期間は短いものの、90日間反復投与毒性試験におけるNOAELを上回りますOECDの試験成績で得られている結果、30 mg/kg体重/日をNOAELとして採用するという結論となっております。

「3. 生殖発生毒性」試験につきましても、OECDの方で簡易生殖発生毒性試験が実施されておきまして、その試験の成績が提出されてございます。

親動物につきましては、全ての投与群におきまして被験物質投与後の流涎の増加というもの認められたということでございますが、その他、特に大きな毒性というものはございません。

一方で児動物に対しましては、着床数あるいは児の出生前の生存及び発育、出生後の児数及び生存率等々につきまして被験物質投与の影響は認められなかったということでございます。

この親動物に認められました流涎につきましては、被験物質に苦味があるということで、それによって起きたという可能性は否定できないということで、直ちにこれを毒性による

ものとみなすことはできないという評価となっております。

また、30 mg/kg 体重/日投与群につきまして、親動物の雌で全胚/胎児死亡及び乳腺不全についての所見がございますけれども、これも1例のみに見られたものということで、最終的には被験物質の投与に関連したものではないと考えたというプロセスになっております。

「4. 遺伝毒性」につきましても、復帰突然変異試験、染色体異常試験、小核試験という試験成績が提出されております。一部代謝活性化系存在下で陰性の結果であるものの、非存在下で陽性といったような結果が得られておりますが、この試験につきましては再現性がないということであるとか、外の試験がすべて陰性という結果となっていることから、最終的には本添加物につきましては生体にとって特段問題となる遺伝毒性はないという判断となっております。

7ページの「6. 摂取量の推定」でございますが、推定摂取量はおよそ0.05~0.1 µgの範囲になると推定されているということでございます。

また、安全マージンにつきまして、さきの反復投与毒性試験から推定されるNOAELと推定摂取量を比較いたしまして、安全マージンは20,000,000から40,000,000であるという結果となっております。

構造クラス分類の評価につきましては、本添加物、本香料は構造クラスに分類されるということございまして、本香料ピリジン誘導体でございますけれども、アルキル側鎖が酸化を受けまして極性の高い代謝物になって、抱合体となり尿中に排泄されることが考えられているということでございます。

以上のような試験成績を用いまして、最終的な評価は8ページの「. 食品健康影響評価」にまとめられております。評価結果といたしましては、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられるという結論でございます。

本評価書(案)につきましては、本委員会終了後、8月20日までの30日間、国民からの御意見・情報の募集に充てたいと考えております。

以上でございます。

小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いします。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

小泉委員長 それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることといたします。

(2) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

小泉委員長 次の議事に移ります。「動物用医薬品専門調査会における審議結果について」です。本件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書(案)が提出されております。担当委員の見上さんから説明をお願いいたします。

見上委員 資料2に基づきまして、概要を御説明いたします。本剤、すなわちマイコプラズマ・ガリセプチカム感染症・マイコプラズマ・シノビエ感染症混合生ワクチンなんですけれども、これは弱毒化したマイコプラズマ・ガリセプチカム 6 /85 株とマイコプラズマ・シノビエ MS1 株を主剤とする混合生ワクチンで、効能効果は鶏のマイコプラズマ・ガリセプチカム及びマイコプラズマ・シノビエの感染に伴う呼吸器疾病及び産卵率の低下などの軽減を目的としています。

マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症は、鶏の慢性的な呼吸器疾患で、飼料効率や産卵率の低下の原因となります。また、マイコプラズマ・シノビエ感染症は気嚢炎、呼吸器症状の外に滑膜炎等を起こします。これらの感染症は、いずれも日本を始めとして世界中に分布しております。

また、これら感染症はともに人獣共通感染症ではございません。日本における抗体検査等の結果から、マイコプラズマ・ガリセプチカムとマイコプラズマ・シノビエの両方が農場に混在していることが示唆されておりました。それに伴ってマイコプラズマ対策として本製剤が開発されました。

本剤に含まれています添加剤等につきましては、ヒトの影響を与えるものとは考えられておりません。

以上のことから、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられております。

詳細につきましては事務局から説明をお願いいたします。

北條評価課長 それでは、資料2に基づいて御説明いたします。

まず、2 ページの「審議の経緯」に記載がございますように、本ワクチンにつきましては 2010 年 5 月、農林水産大臣から製造販売の承認に係る食品健康影響評価について、厚生

労働大臣から残留基準設定に係る食品健康影響評価についてそれぞれ要請があったものでございます。

製剤の内容につきましては、見上委員から御説明いただいたとおりでございますので、私からの説明は省略をさせていただきます、5ページの「 .安全性に係る知見の概要」につきまして簡単に御紹介をさせていただきたいと存じます。

まず「1 .ヒトに対する安全性」でございますが、鶏におけるMG感染症及びMS感染症は、鶏を主要な宿主とする慢性的な呼吸器疾患で、人獣共通感染症とはみなされていないということでございます。

次の段落について、添加剤として幾つかの成分が添加されておりますけれども、安定剤として使用されているシュークロース等につきましては、食品としても摂取をされているものでございます。また、緩衝剤として使用されておりますリン酸水素二ナトリウム等につきましては、食品添加物として使用されているものでございます。

その他の成分につきましては、既に動物用医薬品の添加剤として食品安全委員会におきましても評価をされておりまして、いずれの成分の摂取による健康影響は無視できると考えられているものでございます。

「2 .鶏に対する安全性」につきまして、6ページに「(1) 鶏に対する安全性試験」という試験成績がまとめられてございます。結果でございますけれども、一般状態あるいは体重、臓器重量などにつきまして、対照群と比較しまして有意差は認められなかったということでございます。

剖検につきましても、肉眼的な異常というものが認められておりません。また、鼻甲介及び気管のみの病理組織学的検査ではございますけれども、これらの検査結果でも変化は観察されなかったという内容になってございます。

7ページは「(2) 鶏に対する臨床試験」の成績が出てございます。いずれにつきましても対照群と比較しまして、一般状態、体重、育成率、産卵率、産卵状況につきまして差がないということで、鶏の安全性に問題はないものと考えられたという結論となっております。

8ページ、本製剤につきましては、夾雑菌否定試験などの、いわゆる安全性を確保するための試験が規格として設定されているということで、これらの試験の成績につきましても問題がないということが確認されているところでございます。

最終的な評価につきましては、8ページの「 .食品健康影響評価」にまとめられておりまして、結論は、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康

に影響を与える可能性は無視できるものと考えられるという結論でございます。

本評価書（案）につきましても、本日の委員会終了後 8 月 20 日までの 30 日間、国民からの御意見・情報の募集に充てたいと考えております。

以上でございます。

小泉委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

どうぞ。

村田委員 1つ簡単なことを教えてほしいんですけども、添加剤等については今の 4 のところに説明があって問題はないということだったんですけども、用法・用量のところに、このワクチンは別売の「ソルベンス・1000²」というものに溶解するようなんですけど、こちらについては特段問題ないということによろしいわけですか。

北條評価課長 多分ソルベンスは脚注にも成分が出ておりますけれども、いずれも既に使われているようなものでございまして、特に問題はないという評価になっていると思います。

村田委員 この青色色素というものは特段問題ないということですか。

北條評価課長 青色素が具体的にどういうものかということについては、確認が要るかもしれません。。

確認しましたら、既に許可をされているものということだそうです。

村田委員 ありがとうございます。

小泉委員長 よろしいですか。外にございませんか。ないようでしたら、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることといたします。その確認の点はもうよろしいですか。評価されているということです。

(3) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について

小泉委員長 次の議事に移ります。「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について」です。農薬 3 品目に関する食品健康影響評価につきまして、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手續が終了しております。事務局から説明をお願いいたします。

北條評価課長 それでは、資料 3 - 1 から 3 - 3 までに基づいて御説明をいたします。まず、資料 3 - 1 のアセフェートの評価書でございます。

4 ページの「審議の経緯」に記載ございますように、本農薬につきましては、1973 年に初回農薬登録がされております。2003 年 7 月に厚生労働大臣より清涼飲料水の規格基準改正に係る食品健康影響評価について要請がございました。

2005 年 11 月には、ポジティブリスト制度導入に伴いまして、暫定の残留基準値が設定されております。

今回の評価の要請につきましては、2008 年 7 月、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。基本法 24 条 2 項による評価の要請でございます。

評価書(案)につきましては、本年 4 月 22 日から 5 月 21 日まで国民からの御意見・情報の募集が行われたものでございます。

結果につきましては、後ろから 3 枚目以降にまとめてございますように、1 通の御意見が提出をされております。まず、意見・情報 1 - 1 でございますが、ADI をアメリカやカナダに比べ 2 倍高い値に設定しているの、それを再考願いたいということ。併せまして、データの詳細が公表されていないので精査できないといった御意見でございます。

まず、データの公開につきましては、回答欄に記載がございますように、毒性試験データの公開については、申請者の知的財産に係るものでございまして、原則非公開ということでございます。ただ、公開で審議を行います農薬専門調査会幹事会終了後に非公開情報がマスキングされました審議資料を閲覧可能とするという対応とさせていただいております。これは前回の幹事会のおきからこの方式を導入しております。

ADI の設定に関するものでございますが、御指摘の米国、カナダにおきましては、コリンエステラーゼ(ChE)活性が対照群と比較して統計学的に有意に阻害された場合を毒性としているというのに対しまして、本調査会では国際機関である JMPR における評価と同様に、ChE 活性が対照群と比較して統計学的に有意に阻害され、かつ、20%以上減少した場合を毒性の判断基準をしているという関係で相違があるということでございます。

次のページの意見・情報 1 - 2 でございます。アセチルコリンエステラーゼ活性阻害作用をもつ有機リン剤総体として健康影響評価をすべきであるということで、幾つかの事例を以下に紹介いただいているということでございます。

回答でございますけれども、実生活におきまして農薬を複合的に摂取しているということは確かであるということですが、個々の農薬の摂取量は ADI 以下であり、それらを複合的に摂取したとしてもヒトの健康に害を及ぼす可能性は低いと考えておりますという回答でございます。

併せまして、FAO/WHO での考え方 というところでございますが、その御紹介もさせていただきますというところでございます。

続きまして、次のページのところでございますが、この 2 つ目の御意見で水道法での水質管理においては、以下の式で複合毒性が評価されているということで、各農薬の検出値 / 目標評価値の総和が 1 を超えない。こういう水道法の水質管理のことを御指摘いただいております。

水道におけます取扱いでは、現在のところ、浄水から評価値の 10% を越えて多く検出される項目に該当するものがないということで、水質基準による個別の規制というものは行われておらず、総農薬方式による管理を行っているということでございます。

3 つ目では、富山県の衛生研究所の研究では有機リン剤の代謝物ジアルキルリン酸塩が尿中に検出されているのではないかと御指摘でございます。

有機リン剤の代謝物ジアルキルリン酸塩に関します資料を専門調査会でも確認いたしました。結果といたしまして、動物体内運命試験、各種毒性試験により代謝物を含めた評価が実施されているということでございます。

4 つ目の御指摘では、最近の報告でございますが、アメリカで有機リン剤の尿中代謝物ジアルキルリン酸塩と注意欠陥多動障害 = ADHD の関係を示す研究報告が発表されているという御指摘でございます。

この点につきましては、食品安全委員会におきまして本年度この問題を含めまして有機リン系など神経系に作用する農薬につきまして、調査事業を行うという予定となっております。

意見・情報 1 - 3 でございますが、アセフェート残留基準を早急に見直すべきであるという御指摘でございます。これは実際に残留基準値を設定いたします厚生労働省の方に情報提供させていただきます。

意見・情報 1 - 4 でございますが、残留基準については、両者の基準のうち低い数値を

アセフェートとメタミドホスの合計量として設定をされたいということでございます。この点につきましても、先ほどと同様に厚生労働省に情報提供させていただきたいと思いません。

同様に意見・情報 1 - 5 でございますが、農薬取締法で登録されている適用作物、使用方法等を早急に見直すべきであるということでございます。

これは農林水産省に情報提供させていただきます。

最後の意見・情報 1 - 6 でございます。今回のアセフェートの ADI 見直しは、新しいデータが公表された結果ではなく、登録申請者によれば、米国のバイオ/ダイナミクス社で実施されたラットの試験で 1981 年に最終報告がとりまとめられたものを根拠としているということであります。

アセフェートの残留基準の多くはポジティブリスト制度以前の 1993 年 9 月 14 日に厚労省が告示し、94 年 4 月 1 日から施行されたものである。なぜこのような事態になったのか徹底的に調査をし、他の農薬でも同様のことがないかきちんと調査して公表すべきであるということでございました。古いデータを用いて評価をしているのはどういうことかということでございます。

今回のアセフェートの評価につきましては、アリストライフサイエンス社、丸紅から提出されました抄録並びに JMPR、米国及びカナダの評価書を用いて行われております。上記資料につきましては、データの内容、質につきまして評価可能であると判断されているところでございます。

これらすべての試験成績の中から最終的に NOAEL が最少であったものがこのラット 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験(1981 年)であったということで、これを基に ADI を設定したという説明をさせていただいているところでございます。

以上がいただいた御意見と専門調査会としての回答というところでございます。

また、最後のページでございますが、パブリック・コメント期間中に事務方で若干修正をさせていただいております。いずれにしましても、ADI の変更を要するものではないということで、専門調査会の結論を持ちまして関係の機関に通知をしたいと考えているものでございます。

続きまして、資料 3 - 2 のエチプロールの御説明をいたします。

3 ページの「審議の経緯」に記載がございますが、エチプロールにつきましては、既に食品安全委員会におきまして 2 度ほど評価をいただいております。今回は 3 ページの一番下の第 3 版関係でございます。2009 年 10 月、農林水産省より厚生労働省へ適用拡大申

請に係る連絡がございまして、これを受けまして評価の依頼があったものでございます。今回の適用拡大はかんきつ系のもの、かき、その他のスパイスということでございまして、これらの適用拡大の申請でございます。

追加されておりますデータでございますが、17ページの作物残留試験のところございまして、みかん、なつみかん、かぼす、すだち、かきのデータが追加されております。したがって、18ページの表6の数字が変更となっております。併せましてこれらのデータ、後ろの方の別紙3に個々の数字が記載されておりますが、追加された作物のところが追加されているというものでございます。

毒性試験の成績も追加されております。20、21ページの急性神経毒性試験(ラット)が追加されております。結果につきましては、表10あるいは表11に記載がございまして、特に大きな問題があるということは報告されていないところでございます。最終的にはADIの変更はないということでございまして、前回のADIと同じ結果を通知したいというところでございます。

資料3-3、フルベンジアミドでございます。これも3ページの「審議の経緯」に記載がございまして、既に2回御評価をいただいております。今回は4ページの第3版関係でございます。とうもろこし、かぼちゃ等に対するインポートトレランス申請。及び適用拡大の申請がありまして、それに伴う基準設定の依頼があったというものでございます。

今回の評価に当たりまして、追加のデータが幾つかございます。まず21ページの作物残留試験というところで適用拡大申請をされている作物のデータが追加されております。併せましてインポートトレランス申請をされている作物についてもデータが追加をされている。具体的には別紙3及び4というところでこれは後ろのところにまとめられておりますが、該当する作物のデータが追加されているというものでございます。

これに伴いまして、22ページの表13の推定摂取量も数字が変わったというところでございます。この評価の依頼につきましても、毒性データが追加されてございまして、具体的には36ページの「(5)発達神経毒性試験(ラット)」のデータが追加されております。毒性所見の概要は表35に記載されているとおりでございます。特に重篤な所見というものはございません。

このものにつきましても、最終的にはADIを変更する必要はないということで、前回の評価結果と同様のADIを設定し、関係機関に通知をしたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

どうぞ。

廣瀬委員 アセフェート、資料3-1の一番最後のページに「農薬『アセフェート』評価書の変更点」というところがあって、その欄の5つ目に募集時の資料（変更前）で、ヒトの事故死者等の脳、赤血球、血漿というのが、変更後にヒトの志願者の赤血球、血漿と大きく変わっているんですけども、これはどうしてこういうふうに変わったのかわかりますでしょうか。

北條評価課長 確認します。これは非常に単純なコピー＆ペーストしていたときの間違いだそうで、大変申し訳ございません。

廣瀬委員 他意はないということですね。

小泉委員長 よろしいでしょうか。

志願者というのは解剖してもいいという承諾を得られたということですか。志願者というとちょっと変な感じがします。

北條評価課長 多分そういうことだと理解しております。

小泉委員長 脳も入っているのではないですか。

北條評価課長 志願者のところは、脳は入っていないんです。ボランティアにアセフェートを投与したということだと思います。

小泉委員長 わかりました。外にいかがですか。よろしいですか。

（「はい」と声あり）

小泉委員長 それでは、本3件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結

論、すなわちアセフェートの一日摂取許容量を 0.0024 mg/kg 体重/日と設定する。エチプロールの一日摂取許容量を 0.005 mg/kg 体重/日と設定する。フルベンジアミドの一日摂取許容量を 0.017 mg/kg 体重/日と設定するということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(4) 食品安全モニターからの報告(平成22年5月分)について

小泉委員長 それでは、次の議事に移ります。「食品安全モニターからの報告(平成22年5月分)について」です。事務局から報告してください。

小野勸告広報課長 それでは、資料4に基づきまして御報告いたします。食品安全モニターからの報告、平成22年5月分でございます。

今回は32件の報告がございました。詳細は2ページ目以降にあります。今月から若干修正した点について先に申し上げたいと思います。

食品安全モニターは、食品安全委員会の機能としてリスク評価の結果に基づいて講じられた措置について監視するという機能がございしますが、それを行うために食品安全モニターという制度ができております。

その関係で、従来は、管理措置についての御意見については管理機関からのコメントを中心に記しておりましたが、食品安全委員会のコメントすべき点については食品安全委員会がコメントするというので、その点変更してございます。

それでは、まず2ページ、リスクコミュニケーションの関係で、全部で5件いただいております。

最初の3件ですが、一番上が中学生の家庭科の副読本に関する御意見です。積極的に家庭科授業で取り上げてもらい、正確な情報がどこからどのように得られるかというのを広く知らせ教育することが食の安心と安全の基礎になるという考えでございますということです。

真ん中は、当委員会が発行する刊行物、出版物といったものについての在り方について、複数発行されていますが、内容に重複しているものが多いと感じますということで、重複している内容を整理してその分掲載内容の充実を図るべきではないかという御意見です。

3つ目は、地域の市民グループに食品安全委員会の情報について提供したということで意見が寄せられております。

当委員会からのコメントですが、まず副読本につきましては、食品添加物とか農薬、食中毒といった身近な話題を基に食品の安全についてわかりやすく解説したもので、全国の中学校に一部ずつサンプルとして配っております。

おかげさまで当初印刷した分が大体はけており、手元にほとんど残っていないという状況です。ただ、ホームページに張っておりますので、是非教育関係者だけではなくて、それ以外の方も御活用下さいというお願いでございます。

印刷物の中身の重複ですが、こういった中学生向けですとか小学生向け、子供向け、そういう読者の対象に応じましてわかりやすさとかといったものを変えながら似たような内容で出版しているというケースがございます。それ以外にも当委員会はリスク評価を行っており、その中でADIを決めており、そういったリスク分析の考え方については共通して広報すべき内容ですので、これらを中心にして説明が進むというスタイルの編集を行っております。とは言いながら、かなり重複しているというところもございますので、今後はより効果的な広報となるように編集を気をつけてまいりたいと思っております。

3ページ目の下ですが、モニター会議でのリスコミの議論についての御意見です。消費者庁ができましたが、リスコミは行政全体で行うべきで、消費者庁が責任部署となって活動するということが期待されるというのが上の御意見。

その下は食品安全行政における消費者庁の役割について、消費者に直接関係する内容のリスクコミュニケーションを消費者庁が担当するというのであれば役割分担がわかりやすいという御意見です。

リスクコミュニケーションにつきましては、リスク評価、リスク管理といったそれぞれの立場や、その役割に応じてそれぞれ意見交換、情報の収集を行うということですので、当委員会としてはリスク評価を中心に役割を果たしていく必要があるということで取り組んでおります。

また、消費者庁からは全体のリスクコミュニケーションに関しましては、自ら事業を行うといったこととともに、司令塔、エンジン役という役割もあるので、関係行政機関の事務の調整というのを行ってまいりたいというコメントでございます。

続きまして、動物用医薬品の関係で1件。養殖魚の安全性について、養殖魚に使用されている抗生物質については何種類ぐらいあるのか。あるいは抗生物質を使うことによって耐性菌が生まれてくるという話を聞いたことがあり、不安であるという御意見でございます。

当委員会のコメントですが、動物用医薬品に関しましては、リスク管理機関からの要請

に基づきましてリスク評価を行っております。抗生物質の種類は、農水省からのお答えでは、全部で22種類が承認されているということでありまして、それが口に入るという場合には当委員会のリスク評価を得た上でリスク管理措置がとられております。

5ページ目、化学物質・汚染物質では、まず水銀の汚染の実態ということで、和歌山県の太地町での調査結果につきまして御意見をいただいております。

妊婦への注意喚起にとどまらず、魚介類海洋動物摂取の基準と予防原則の研究をお願いしたいという御意見でございます。

当委員会からのコメントですが、魚介類のメチル水銀につきましては、食品健康影響評価を行い、その結果として胎児をハイリスクグループという位置づけにし、妊婦が1週間摂取しても胎児に影響を及ぼさない量を設定しております。2.0 µg以下ということでございます。

当委員会のホームページでは、メチル水銀の摂取量を耐容週間摂取量以下に抑えるよう1週間の魚料理の献立の例も御紹介しております。是非こういうのを御参考に魚の摂取というものを行っていただきたいと思っております。

メチル水銀につきましては、厚労省や農水省でも、ホームページ等を通じまして情報提供を行っております。Q&Aですとか、それぞれの危害要因の対応ということで広報している状況でございます。

7ページの上の方、回付の案件ですけれども、小児疾病と化学物質の関連調査ということで、環境省が全国調査を行っているというところですが、その中で食に関わる因果関係の究明を期待するという御意見でございます。これは環境省の方に回付しております。

7ページ目の真ん中、かび毒・自然毒が1件。スイセンの葉を食べたことによって食中毒が発生したという報道がありましたが、自然毒についてポスターや広報誌、公民館活動で予防を消費者に促す必要があるのではないかという御意見でございます。

当委員会からですが、このような自然毒は、リスクコミュニケーションの重要なメッセージとして伝えております。特にホームページのキッズボックスのコーナーでは、いろいろな情報を提供をしております。このたびの御指摘を受けまして、スイセンも含めた自然毒についての情報提供を工夫することとしております。

また、厚労省と農水省からもコメントをいただいております。それぞれのホームページで、厚労省では自然毒のリスクプロファイル、農水省では自然の毒素について情報提供しております。

8ページ目、食品の衛生管理関係で6件いただいております。まず、バーベキューの食

中毒防止です。0 - 157 の場合は 75 ・ 1 分以上加熱するということですが、例えば肉の切り口が茶色に変色するまでといったような、温度計がなくても目安になるような記述としてはどうかという御意見でございます。

当委員会からのコメントですが、当委員会のホームページにおきまして、畑江委員作成の「食中毒を防ぐ加熱」という資料ではビーフステーキの焼き具合、その温度の違いによってどう中心の断面の状態が変化するかということを書真で比較して解説しております。是非こういうものを御参考に御覧になっていただきたいということでございます。

9 ページ目は HACCP システム推進についてという御意見です。これについては厚労省、農水省からコメントをいただいております。

10 ページ目で、蒸しダコへの酸化防止剤の使用についてということで、蒸しダコを食べたところ、特異な苦味を感じた。酸化防止剤として使われている亜硫酸ナトリウムの過剰な残留ではないかと思って販売店に聞いたところ、販売店は使用調理器具の消毒剤の残留ではないかということで、詳細は不明でありますけれども、こういった酸化防止剤や器具の消毒剤等についての使用について注意喚起が必要ではないかという御意見です。

これにつきましては、厚労省からコメントをいただいております。

10 ページ目の下、輸入食品に使用される農薬・食品添加物について、消費者の輸入食品に対する負のイメージが根強いので、店舗においても輸入食品の検査項目、方法を明記して、国内の規制に合致しており問題ないということに記載してはどうかという御意見でございます。

厚労省から、輸入食品の検査に関しては、ホームページで公開しておりホームページを御覧くださいというコメントでございます。

11 ページ目、持ち込み販売される農産物の安全性について、道の駅ですとか、直売マーケットで販売される野菜の農薬に対する安全性評価というのはどうなっているのでしょうかという御意見です。

これについては厚労省からコメントをいただいております、都道府県が食品事業者の施設の設置状況を勘案して作成している監視指導計画に基づいて検査を実施しているところでございます。その結果、基準を超える農薬が検出された場合の対応について考慮すべき事項を都道府県に通知しているということでございます。

農水省からも農薬の使用基準、使用方法についての指導等についてコメントをいただいております。

真ん中ですが、エコバックの普及による食中毒の心配で、エコバックを洗わずにそのま

ま使用し続けることで、残っているものから食べ物に移り食毒が起こるのではないか。エコバックも清潔にしておくことが大切ですよという御意見です。

これにつきましては、カナダでは生や冷凍の肉、生鮮食品等とそれ以外のものとは別のバックに入れることについて注意喚起を行っております。当委員会でもホームページにおいて情報提供を行うという予定となっております。

13 ページ目、食品表示の関係で 4 件いただいております。最初は、賞味期限の設定について、いろいろ矛盾が生じているという場合がありますが、明確なルールが必要だという御意見。アレルギー表記に関し、予防的に行う過剰なアレルギー表記については、アレルギーを持つ人の選択の幅を狭めるというリスクがあるのではないかと御意見。

14 ページ、加工食品に関する Q&A の改正について、このケースではうなぎの製造者と販売者の表示例に関する御意見をいただいております。

真ん中、食品表示の拡大について、遺伝子組み換え食品・飼料の表示の義務化、あるいは外食、中食にも表示が必要ですよという御意見でございます。

これらにつきましては、消費者庁からコメントをいただいております。

その他、15 ページで 13 件いただいております。まず最初の 4 件は口蹄疫に関する意見です。口蹄疫に関しまして家畜のウイルス疾患に対してワクチンの使用が有効であると考えますという意見。種牛の管理についての御意見。ウイルス検査をちゃんとしたらどうかという御意見。一番下が各省で情報発信していますが、食品安全委員会、農水省が 4 月 20 日に出しているものに対して、消費者庁は 5 月 10 日であり、そういう時間差がないようにしてもらいたいという御意見でございます。

当委員会からのコメントですが、4 月 20 日にホームページを通じてお知らせをしております。口蹄疫にかかった家畜の肉、牛乳について市場に出回ることはないということ、口蹄疫についてはヒトに感染するということはなく、感染した家畜の肉あるいは牛乳を食べたり飲んだりした場合でも人体に影響はないということをお知らせして、冷静に対応していただくよう呼びかけたところでございます。

同じように、農水省からも口蹄疫に関しまして情報を提供しているということでございます。消費者庁からは今回の御指摘については今後情報発信していく際の参考にさせていただきますという回答をいただいているところでございます。

17 ページ目、随時、当委員会ではリスク評価を実施していますが、事案の進捗状況がわかり難い場合があるということでも何とかしてもらえないでしょうかという御意見です。

当委員会でも審議しているものにつきましては、この 4 月から専門調査会別あるいはリス

ク評価分野別に現在審議中の案件一覧というものを作成しており、毎週1回更新しております。ホームページで公開しておりますので、是非御覧ください。

その下の企業申請案件につきましては、審議状況あるいは見通しの明確化を図るために本年1月からタイムクロック制を実施しているところでございます。

18ページ目、こんにやく入りゼリー窒息事故に関する注意喚起、こんにやく入りゼリーだけではなくて、食品全般による窒息事故を減らすという観点からすると、窒息事故を回避する方法を周知させるという方がいいのではないかという御意見でございます。

当委員会からのコメントですが、平成20年5月から食べ物による窒息事故を防ぐためにホームページを通じて注意喚起や情報提供を行っているところでございます。

また、メールマガジンでも、時機に応じて注意喚起を行っております。食べ物の窒息事故を防ぐための情報や、つまった場合の緊急措置といったものが掲載されておりますので、是非御覧ください。

あと消費者庁からコメントをいただいております、7月16日に食品SOS対応プロジェクトで報告書を取りまとめたということでございます。窒息事故の注意喚起につきましては、当委員会としても消費者庁等々とともに引き続き注意喚起を行ってまいりたいと考えているところでございます。

19ページ、食品安全モニターについての御意見が2つ。5月～6月にかけて全国で食品安全モニターのモニター会議を開催いたしました。一番上の御意見が出席しての感想として、モニター同士の交流の時間が若干少ないのではないかと指摘です。下の方は、モニター活動について、モニター活動の内容について不明なところが多いということ。レポートに関してももっと自由な意見を言えるようなものにしてもらえないかという御意見でございます。

食品安全モニター制度に関しましては、冒頭でも述べましたように、当委員会が行ったリスク評価の結果に基づいて講じられる措置についての監視ということを目的としてできたという経緯がございます。

また、食品安全モニターは全国にいらっしゃいますので、食品安全委員会とそれぞれの地域との橋渡しという活動をお願いしているところでございます。

かなりのことをお願いしてまいりまして、こういった随時報告も含めてアンケート調査形式の課題調査、危害情報の提供といった役割を期待されているところですが、活動の内容がわかりにくいという御意見がございますので、今後整理した上で、またそろそろ来年度の募集の検討に入らなければいけないわけですが、そういった中でどのような活動をお願い

するかという役割を明確にした上でお願いしたいと考えております。

それがモニターの関係の一般的な話です、モニター会議ですが、今回実施した感想としては、非常にモニターさんの満足度も高いというような感じを受けました。ただ、御意見にもありますように、3時間という時間の制約がございまして、そういった中でなるべくモニター同士の交流、今回は小グループでのディスカッションという方法を取らせていただきましたが、それも去年に比べて長くしたわけですが、それでも足りないということで、こういった御意見も踏まえて来年以降の会議の運営については改善を図ってまいりたいと考えております。

20ページ、農水省のフード・コミュニケーションプロジェクトについてという御意見をいただいております。

これについては農水省からコメントをいただいております。

20ページの下、食品の安全を担う人を教育する必要性について御意見をいただいております。当委員会では食品の安全性に関する情報発信として、わかりやすいDVDなどを作成しております。それ以外にもホームページや季刊誌を出しております。

特にDVDにつきましては貸し出しもございまして、必要ある場合には食品関連事業者の皆様にも見ていただくように活用していただきたいと思いますと考えております。

これについては農水省からもコメントをいただいております。

21ページ目の下の方ですけれども、これは回付の案件で3つ。水分補給ゼリーについての規格を望むという御意見、真ん中は山形県の食と農の検定の開始についての御意見を、一番下は鬱との関係で、食の領域から見直すべきではないかという御意見、3件いただいております。

報告は以上でございます。

小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして御質問がございましたらお願いします。いかがでしょうか。よろしいですか。

私の方から1つ。窒息事故でこんにゃく入りゼリーの事故で18ページに書いていますが、コメントですけれども、現在、消費者庁ではいろいろと検討されているようですが、現実に新聞記事等から内容を見ていますと、どうも物性とか形状とかといったものを中心にやっているように見えるのです。それは逆に言えば、そういうものをちゃんとやればいかにも窒息事故が減るような印象を与えないかと非常に危惧しています。

我々が評価した結果は、報告を返すときに同じようなことを申しましたけれども、やは

り窒息を起こすという要因は非常にたくさんありまして、すべてが関わっているということ。最も大事なものは、子どもを育てていく過程において、食べ方をちゃんと身につけていくということと、どのように食べさせるかということ、このポイントに尽きるのではないかと考えておりますので、そういう点が大事だということをもう一度ここで申し上げておきたいと思っています。

外に委員の方、いかがですか。何か御意見はありますか。

野村委員 こんにやく入りゼリーではないけれども、のどにつまらせる事故についてはおっしゃるとおりで、総合的な対応が必要だと思います。

これはいい話なんですけど、口蹄疫についてはほとんど1例目発見と同時に農水省と食品安全委員会がきちんとした情報を出しているということは大変素晴らしいことであって、事務方始め皆さんの御苦勞に感謝したいと思いますし、これからもこの手の話だと早く正確な情報ということが極めて大事だと思いますので、この点は是非今後ともよろしく願います。こういうところはきちんと評価されているかなと思いました。

小泉委員長 どうぞ。

畑江委員 わからないんですけども、18ページに消費者庁から今般、7月16日にプロジェクト報告をとりまとめたところと書いてありまして、これは食品安全委員会でも拝見させていただけるのでしょうか。

小泉委員長 報告を拝見できますかということです。

小野勸告広報課長 委員会から求めがあれば消費者庁とコンタクトして、こちらに来ていただいて報告するというのも考えたいと思います。

小泉委員長 是非よろしく願いいたします。

野村委員 これはホームページでは見られないんですか。

小野勸告広報課長 報告書という意味ですか。

野村委員 はい。

小野勸告広報課長 消費者庁のホームページに載っております。もし見たいのであれば、私の手元にもございます。

小泉委員長 何かございますか。

畑江委員 それを是非拝見したいと思います。

小泉委員長 では、コピーしてお渡ししてください。外にございませんか。どうぞ。

廣瀬委員 こんにやく入りゼリーと全然関係ないリスコミの話なんですけれども、3ページの一番下のところに食品安全行政における消費者庁の役割ということで、4ページに消費者庁からのコメントとして、消費者庁ではリスコミに関して自ら事業を行うとともに、司令塔・エンジン役として関係行政機関の事務の調整を行ってまいりますと書いてあります。これは消費者庁ができたときからこういうことが書かれておりましたけれども、実際問題、今まで司令塔役としてリスコミを外の省庁と協力して行った例というのはあるんでしょうか。

新本リスクコミュニケーション官 消費者庁が外の省庁とというお尋ねですけれども、少なくとも食品安全委員会と具体的に消費者庁が連携してというのはまだこれからということになるかと思います。

廣瀬委員 これから具体的な予定というのは何か。

新本リスクコミュニケーション官 具体的に今予定に載っているものはまだでございます。

廣瀬委員 わかりました。

新本リスクコミュニケーション官 消費者庁とも月に何回か関係省庁と一緒に連絡会議で情報交換しておりますので、そういった情報交換を通じて具体的な連携ということはこれからあり得るかと思えます。

小泉委員長 外にありますか。
どうぞ。

野村委員 同じ質問なんですけど、司令塔として消費者庁から食品安全委員会にリスコミについて何か要請なりは今までありましたか。

新本リスクコミュニケーション官 現在までのところは具体的なものはございません。

小泉委員長 でも、もうそろそろ1年になりますよね。

新本リスクコミュニケーション官 補足させていただきますと、消費者基本計画というものはこの3月に閣議決定されましたけれども、その中で消費者庁の方では消費者の視点に立ったリスクコミュニケーションを関係省庁と連携をとってやるということで、そのための具体的な方策を今検討中と伺っております。

小泉委員長 よろしいですか。何か具体的な方策を検討ということですので、また報告をいただければと思います。

外の委員の方々、いかがですか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

小泉委員長 外に議事はございますか。

西村総務課長 外はございません。

小泉委員長 これで本日の委員会の議事はすべて終了いたしました。次回の委員会会合

は、7月29日木曜日14時から開催を予定しております。

また、明日、23日金曜日14時から遺伝子組み換え食品等専門調査会が非公開で、来週27日火曜日14時から添加物専門調査会が公開で、28日水曜日10時から肥料・飼料等専門調査会が公開で、14時から農薬専門調査会評価第3部会が公開でそれぞれ開催される予定になっております。

先週もお知らせいたしましたが、この食品安全委員会では、8月20日金曜日14時からこの会議室で小学校高学年児童を対象とした夏休み企画のジュニア食品安全委員会を開催いたします。私たち委員と一緒に食の安全について楽しく学んでいただく企画ですので、小学校5・6年生とその保護者の方の参加をお待ちしております。

また、食品安全委員会では、このリスク管理機関の要請がない場合でも、国民の健康への影響が大きいと考えられるものなどについて、自らの判断による食品の安全性に関するリスク評価を行っているところです。本年度の案件選定に当たりまして、広く国民の皆様から案件候補を募集するとともに、食品安全に係る各種団体等との意見交換会を7月30日金曜日14時から当委員会の中会議室で開催いたします。本件及びジュニア食品安全委員会等も引き続き募集を行っておりますので、当委員会のホームページあるいはこの会場の隣の展示コーナーに御用意しておりますお知らせを御覧いただきまして御応募いただければと思います。

以上をもちまして「食品安全委員会（第341回会合）」を閉会といたします。どうもありがとうございました。